



償却資産(固定資産税)の耐用年数が変わりました!

平成 20 年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械および装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。平成 21 年度分の償却資産(固定資産税)の申告から、改正後の耐用年数を用いることになります。



償却資産(固定資産税)の申告にあたっての注意点

- 改正後の耐用年数は、過去に申告いただいた償却資産も含めて、毎年 1 月 1 日において所有するすべての償却資産に適用されます。
- 償却資産の評価は、原則として、前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされていますので、平成 21 年度の評価額計算は、平成 20 年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価を考慮して計算することになります。資産の取得時に遡って再計算するものではありません。
- 評価額計算の具体例は、次のとおりです。

<前提条件> ・資産区分：別表第二「23 輸送用機械器具製造業用設備」の 9 年
※改正前は「旧 275 自動車製造設備」の 10 年
・平成 17 年 4 月に上記設備を 10,000,000 円で取得

評価額 = 取得価額(前年度評価額) × 減価残存率※

年 度	所得価額 前年度評価額	減価残存率	評価額
平成 18 年度	¥10,000,000	0.897	¥8,970,000
平成 19 年度	¥8,970,000	0.794	¥7,122,180
平成 20 年度	¥7,122,180	0.794	¥5,655,010
平成 21 年度	¥5,655,010	0.774	¥4,376,977
平成 22 年度	¥4,376,977	0.774	¥3,387,780
⋮	⋮	⋮	⋮

耐用 年数	減価残存率		
	前 年 中 取得の場合	前 年 前 取得の場合	前 年 前 取得の場合
⋮	⋮	⋮	⋮
9	0.887	0.774	
10	0.897	0.794	
⋮	⋮	⋮	⋮

※減価残存率は耐用年数、資産の取得時期によって異なります。

- 全資産申告(企業電算申告)を行っている場合、ご利用のシステムの計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。
- 毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区別できるよう、種類別明細書の摘要欄にその旨の記載(例えば「省令改正による変更」等)をお願いします。
- 耐用年数省令の改正により耐用年数が改正された資産は、次のようなものがあります。

<例 示> ○厨房設備…………… 9 年 → 8 年
○自動車製造設備…………… 10 年 → 9 年
○デジタル印刷システム設備…………… 10 年 → 4 年
○クリーニング設備…………… 7 年 → 13 年 等

- ある機械および装置が改正後のどの資産区分に該当するかなど、耐用年数の取扱いについてご不明な点がございましたら、税務課資産税係までお問い合わせください。

☎ 税務課資産税係 ☎ 32 - 1111 (内線 1176)

国民健康保険税

特別徴収がはじまりました

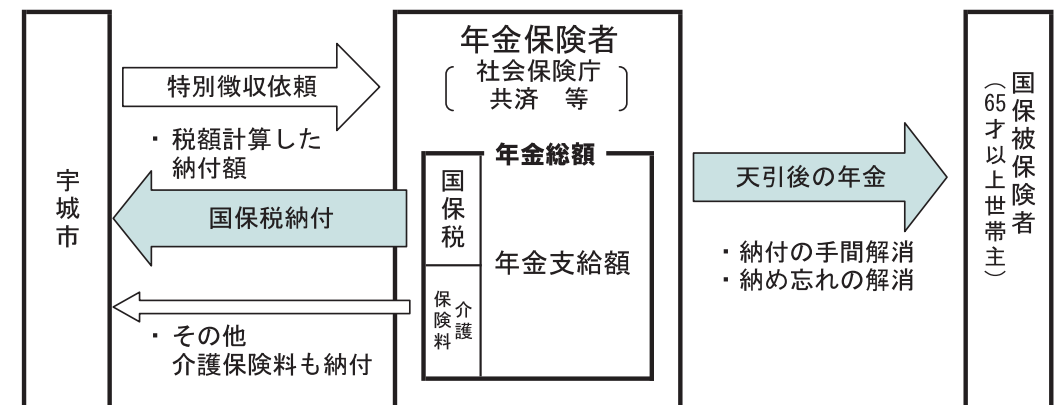
国民健康保険税の納付方法に平成 20 年度から特別徴収制度が設けられました。宇城市においては平成 20 年 10 月から、次の①から④のすべてに該当する 65 歳から 74 歳までの世帯主の方を対象に、原則、特別徴収(年金天引き)による納付が始まりました。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が 65 歳～74 歳であること。
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上であること。
- ④ 国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の 2 分の 1 を超えないこと。
ただし、2 分の 1 を超える場合には介護保険料のみが年金から徴収されます。

上記の特別徴収の対象者の方でも以下の 2 つの要件を満たす場合は、お申し出によりお支払い方法を口座振替に変更することができます。

- ①これまで、国民健康保険税を、滞納なく納めている方
 - ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方
- 口座振替に変更するには、必ず**申出書の提出**が必要です。

○特別徴収の流れ



- 徴収月 年金支給月(偶数月)…年 6 回(1 回に 2 カ月分を徴収)
例) 10 月天引き(10、11 月分)

○年齢判定の基準

10 月 2 日から 4 月 1 日で 65 歳に到達…翌年 10 月特別徴収開始
4 月 2 日から 10 月 1 日で 65 歳に到達…翌年 4 月仮徴収開始
※いずれの場合も上記の①から④の要件を満たしていなければ特別徴収にはなりません。

○税額の更正

資格の異動等により税額が変更になった場合は、賦課更正通知書により年税額および毎月(毎月)の金額を通知いたします。基本的に年税額が増となった世帯は増額分が普通徴収で納付となります(年金支給月は特別徴収と普通徴収の両方で納付が発生します)。減となった世帯は特別徴収が中止となり、残額を普通徴収で納めてもらうこととなります。

※いずれの場合も一度年金保険者へ特別徴収を依頼すると、金額の変更が出来ないため、このような取扱いとなっています。

○特別徴収の中止

申出書の提出、世帯主の変更または年税額が減額となった場合は、特別徴収が中止されます。中止の依頼は毎月行いますが、年金支給月の 2 カ月前の 10 日(月によって変更になる場合もあります)が期限となっているため、中止が間に合わない月は年金天引きとなります。

※年度途中で特別徴収が中止(申出書の提出を除く)となった場合でも、翌年度に上記①から④の要件に該当するときは特別徴収となります。(自動的に依頼月に判定します)

○社会保険料控除

国民健康保険税は所得の申告の際の社会保険料控除に該当しますが、特別徴収で納付された額については、ご本人のみの社会保険料控除の対象となります。口座振替の場合は、口座名義人の控除対象になります。

☎ 税務課市民税係 ☎ 32 - 1111 (内線 1172 ~ 1174)

